

海洋汚染防止法／許可省令／告示の対照表；水底土砂

海洋汚染防止法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令	廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件（告示）
<p>(船舶からの廃棄物の排出の禁止)</p> <p>第十条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、適用しない。</p> <p>一・二・三・四 (略)</p> <p>五 次に掲げる廃棄物の排出であつて、第十条の六第一項の許可を受けてするもの</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条の二第二項若しくは第三項又は第十二条第一項若しくは第十二条の二第一項の政令において海洋を投入処分の場所とすることができるものと定めた廃棄物</p> <p>ロ 水底土砂（海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂（汚泥を含む。）をいう。）で政令で定める基準に適合するもの</p> <p>六 緊急に処分する必要があると認めて環境大臣が指定する廃棄物の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準に従つてするもの</p> <p>七・八 (略)</p> <p>3 環境大臣は、前項第六号の基準を定めたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。</p> <p>(船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可)</p> <p>第十条の六 船舶から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の海洋における投入処分（以下「海洋投入処分」という。）をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所</p>	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令を次のように定める。</p> <p>(廃棄物海洋投入処分の許可の申請)</p> <p>第1条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第十条の六第二項（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の申請書は、様式第一号によるものとする。</p>	<p>第1. 趣旨</p> <p>この告示は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「法」という。）に基づく廃棄物海洋投入処分の許可の申請手続が適正に行われるよう、必要な事項を定めるものである。</p> <p>この告示は、海洋環境に関する今後の科学的知見の充実又は海洋環境の保全に関する国際的な動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>第2. 用語の定義</p> <p>1 赤泥 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300。以下「廃棄物処理令」という。）第6条第1項第4号イ（1）（イ）に掲げる汚泥のうち同令別表第3の2の2の項に掲げる施設において発生したものをいう。</p> <p>2 建設汚泥 廃棄物処理令第6条第1項第4号イ（1）（ロ）に掲げる汚泥をいう。</p> <p>3 有機性汚泥等 廃棄物処理令第6条第1項第4号イ（1）（イ）に掲げる汚泥のうち有機性のもの、同号イ（2）に掲げる廃酸又は廃アルカリ、同号イ（3）に掲げる動植物性残さ及び同号イ（4）に掲げる家畜ふん尿をいう。</p> <p>4 一般水底土砂 法第10条第2項第5号ロの政令で定める基準に適合する水底土砂をいう。</p> <p>第3. 許可申請書の記載に当たっての留意事項</p> <p>1 申請者の記載に当たっての留意事項</p> <p>法第10条の6第1項の廃棄物の海洋投入処分をしようとする者（以下「許可申請者」という。）は、当該廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）とする。ただし、一般水底土砂にあつては、港湾又は漁港のしゅんせつその他の一般水底土砂の発生する事業の実施主体が許可申請者となるものとし、廃棄物が中間処理された後に海洋投入処分をされる場合にあつては、当該中間処理を行う中間処理業者が許可申請者となるものとする。</p> <p>なお、複数の排出事業者が排出する廃棄物が集められ海洋投入処分をされる場合にあつては、当該複数の排出事業者の全員が、当該集められ海洋投入処分をされる廃棄物に係る一の許可申請の許可申請者となるものとする。</p> <p>また、代理人による許可申請の場合には、許可申請書に、委任状その他の代理権の範囲を明らかにする書類の写しを添付するものとする。また、許可申請者が事業者を構成員とする団体で法人格を有しないものその他の法人格を有しない社団又は財団である場合にあつては、申請書に、当該団体の構成員及び代表者又は管理人を記載した書類並びに規約、会則その他の当該団体の活動</p>



四 当該廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画

3 第一項の申請書に法第十条の六第二項第四号（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

一 監視の方法

二 監視の頻度

4 廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項の記載に当たっての留意事項

(1) 監視の方法

第5.1に定めるところにより、監視項目及び当該監視項目に係る監視の方法について記載するものとする。なお、監視項目は、次に掲げるとおりとする。

1) 海洋投入処分の実績に関する事項

① 海洋投入処分をした廃棄物の数量

② 法令に定める廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準（一般水底土砂にあつては法第10条第2項第5号口の政令で定める基準。以下「判定基準」という。）への適合状況

2) 海域の状況

(2) 監視の頻度

第5.2に定めるところにより、監視項目ごとに監視をする頻度について記載するものとする。

(第5を前だし)

第5. 廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する留意事項

1 監視項目に係る監視の方法について

監視項目に係る監視の方法は、廃棄物の別に、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 赤泥(略)、(2) 建設汚泥(略)、(3) 有機性汚泥等(略)

(4) 一般水底土砂

1) 海洋投入処分の実績に関する事項について

① 海洋投入処分をした廃棄物の数量について

廃棄物排出船に備え付けられている廃棄物処理記録簿その他の海洋投入処分の実績について記録した書類を基に、海洋投入処分をした一般水底土砂の数量を確認するものとする。

② 廃棄物の判定基準への適合状況について

判定基準への適合状況について、一般水底土砂が発生する過程を確認の上、変化がないと見込まれる場合は、その旨を記載するものとする。

変化が見込まれる場合にあっては、判定基準への適合状況について改めて確認するものとする。

2) 海域の状況について

① 初期的評価を実施し、許可を受けたものである場合

初期的評価を実施する際に設定し現況の把握を行った調査項目に関し、当該把握をした現況からの変化が生じているか否かについて、

	<p>4 第一項の申請書には、廃棄物の排出海域の位置及び範囲を示す図面を添付するものとす</p>	<p>例えば、次に掲げるところにより把握するものとする。</p> <p>ア 調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集又は整理</p> <p>イ 専門家その他の知見を有する者からの聴取</p> <p>② 包括的評価を実施し、許可を受けたものである場合</p> <p>包括的評価を実施する際に設定し現況の把握を行った上で変化の程度の予測を行った調査項目のそれぞれについて、例えば、次に掲げるところにより変化の程度を確認するものとする。</p> <p>ア 調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集又は整理</p> <p>イ 専門家その他の知見を有する者からの聴取</p> <p>ウ 海水の濁り、海底の汚れ及び海底の地形の変化、魚類等遊泳動物及び底生生物の生息状況その他の調査項目に係る状況の目視、カメラによる撮影その他の方法による確認</p> <p>エ 海水、堆積物及び底生生物その他の試料の採取による確認</p> <p>2 監視の頻度について</p> <p>監視の頻度については、廃棄物の別に、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 赤泥、有機性汚泥等及び一般水底土砂</p> <p>1) 海洋投入処分の実績に関する事項について</p> <p>① 海洋投入処分をした廃棄物の数量について</p> <p>許可の有効期間において、1年に1回(許可の有効期間が1年に満たない場合は、当該許可の有効期間において1回)の頻度で、その時点までに海洋投入処分をした廃棄物又は一般水底土砂の数量を1に定めるところにより確認するものとする。</p> <p>② 廃棄物の判定基準への適合状況について</p> <p>許可の有効期間において、1年に1回(許可の有効期間が1年に満たない場合は、当該許可の有効期間において1回)の頻度で1に定めるところにより確認するものとする。</p> <p>2) 海域の状況について</p> <p>① 許可の有効期間において、当該許可に基づく海洋投入処分による海域の状況の変化を総括的に把握する上で適当な時期に監視を行うものとする。</p> <p>② 許可の有効期間が3年を超える場合にあっては、①の監視に加え、①の監視までの間に、中間的な監視を行うものとする。</p> <p>(2) 建設汚泥(略)</p>
--	--	--

<p>3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該廃棄物の海洋投入処分することが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。</p>	<p>る。</p> <p><b>（廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類）</b></p> <p>第二条 法第十条の六第三項（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 海洋投入処分をしようとする廃棄物の特性</li> <li>二 環境の構成要素に係る項目のうち、当該廃棄物の種類及び特性を勘案し、当該廃棄物の海洋投入処分をすることにより影響を受けるおそれがあるもの（以下この条において「事前評価項目」という。）</li> <li>三 事前評価項目のうち、当該廃棄物の数量及び特性並びに排出海域の状況を勘案し、当該廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査を行ったもの（以下この条において「海洋環境影響調査項目」という。）</li> <li>四 海洋環境影響調査項目の現況及びその把握の方法</li> <li>五 当該廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した海象、気象その他の自然的条件の現況及びその把握の方法</li> <li>六 当該廃棄物の海洋投入処分をすることにより予測される海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法</li> <li>七 当該廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及びこれに基づく事前評価の結果</li> <li>八 その他当該廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関して参考となる事項</li> </ul>	<p>第4. 許可申請書の添付書類の記載に当たっての留意事項</p> <p>（1と2を入れ替え）</p> <p>2 廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての事前評価に関する事項を記載した書類の記載に当たっての留意事項</p> <p>当該書類（以下「事前評価書」という。）には、次に掲げるところにより廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての事前評価（以下「事前評価」という。）を実施し、その結果を踏まえ、許可省令第2条各号に規定する事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）赤泥（略）</li> <li>（2）建設汚泥（略）</li> <li>（3）有機性汚泥等（略）</li> <li>（4）一般水底土砂（略）</li> </ul> <p>1）海洋投入処分をしようとする廃棄物の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 廃棄物の特性に関し把握すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般水底土砂の特性に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。</li> </ul> </li> <li>ア 物理的特性に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 形態</li> <li>・ 比重</li> <li>・ 粒径組成</li> </ul> </li> <li>イ 化学的特性に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判定基準への適合状況</li> <li>・ 判定基準に係る有害物質等以外の有害物質等であって別表第4に掲げるものについて、同表に定める物質ごとの濃度に関する基準への適合状況</li> <li>・ その有害物質等に関する情報</li> </ul> </li> <li>ウ 生化学的及び生物学的特性に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有機物質の濃度</li> <li>・ 当該一般水底土砂について既に知られている生物毒性又は当該一般水底土砂中に生息する主要な底生生物の組成と数量の概況</li> <li>・ 有毒プランクトンによる赤潮が頻繁に発生している海域において発生する一般水底土砂にあっては、当該一般水底土砂中に存在する有毒プランクトンのシストの量</li> </ul> </li> <li>② 把握の方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>①の情報については、許可申請者が有する知見、最新の調査研究の成果その他の資料を収集又は整理することにより把握することを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は当該一般水底土砂に係る試料の分析等を行うことに</li> </ul> </li> </ul>
---	--	---

		<p>より把握するものとする。</p> <p>③ 廃棄物の特性の総括</p> <p>事前評価書には、①のアからウに掲げる情報を把握した結果をそれぞれ記載するとともに、これらの情報を基に、当該一般水底土砂の特性を総括し、記載するものとする。</p> <p>2) 事前評価項目</p> <p>許可省令第5条及び同省令別表において規定する排出海域及び排出方法に関する基準にかんがみ、次に掲げる項目を事前評価項目とし、事前評価書に記載するものとする。</p> <p>① 水環境</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 海水の濁り</li><li>・ 海水中の溶存酸素量（海洋投入処分をしようとする一般水底土砂の熱しゃく減量が20%以上であり、かつ、排出海域が閉鎖性の高い海域その他の汚染物質が滞留しやすい海域である場合に限る。以下同じ。）</li><li>・ 海水中の有機物質の量及び栄養塩類の量（海洋投入処分をしようとする一般水底土砂の熱しゃく減量が20%以上であり、かつ、排出海域が閉鎖性の高い海域その他の汚染物質が滞留しやすい海域である場合に限る。以下同じ。）</li><li>・ 有害物質等による海水の汚れ</li></ul> <p>② 海底環境</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 底質の粒径組成</li><li>・ 底質の有機物質の量</li><li>・ 有害物質等による底質の汚れ</li><li>・ 海底地形</li></ul> <p>③ 海洋生物</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 基礎生産量</li><li>・ 魚類等遊泳動物の生息状況</li><li>・ 海藻及び藻類の生育状況</li><li>・ 底生生物の生息状況</li></ul> <p>④ 生態系</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態</li><li>・ 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の状態</li><li>・ 熱水生態系その他の特殊な生態系の状態</li></ul> <p>⑤ 人と海洋との関わり</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況</li><li>・ 海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況</li><li>・ 漁場としての利用状況</li></ul>
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沿岸における主要な航路としての利用状況</li> <li>・ 海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況</li> </ul> <p>3) 事前評価の実施</p> <p>① 初期的評価の実施</p> <p>海洋投入処分期間（海洋投入処分期間が1年を超える場合にあっては、単位期間）における海洋投入処分量が10万立方メートル未満の場合又は10万立方メートル以上の場合にあっては影響想定海域の海底において当該期間に堆積する厚さが30センチメートル未満であると認められる場合であり、かつ、一般水底土砂が次に掲げるものに該当しないと認められる場合には、初期的評価を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別表第4に掲げる有害物質等が同表に定める物質ごとの濃度に関する基準を超えて含まれるもの</li> <li>・ 当該一般水底土砂について既に知られている生物毒性にかんがみ、海洋への排出直後の高濃度状態が解消された後又は海底に堆積した後において、難分解性や体内濃縮等による生物に対する強い有害性を示すおそれがあると認められるもの</li> </ul> <p>初期的評価は、次に掲げるところにより実施するものとする。</p> <p>ア 調査項目の設定</p> <p>事前評価項目のうち、次に掲げるものを調査項目とし、事前評価書に記載するものとする。</p> <p>a 水環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海水の濁り</li> <li>・ 海水中の溶存酸素量</li> <li>・ 海水中の有機物質の量及び栄養塩類の量</li> <li>・ 有害物質等による海水の汚れ</li> </ul> <p>b 海底環境に関する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 底質の有機物質の量</li> <li>・ 有害物質等による底質の汚れ</li> </ul> <p>c 生態系に関する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態</li> <li>・ 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の状態</li> <li>・ 熱水生態系その他の特殊な生態系の状態</li> </ul> <p>d 人と海洋の関わりに関する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況</li> <li>・ 海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況</li> </ul>
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁場としての利用状況</li> <li>・ 沿岸における主要な航路としての利用状況</li> <li>・ 海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況</li> </ul> <p>イ 自然的条件の現況の把握</p> <p>a 一般水底土砂の排出海域及びその周辺の海域において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で必要な次に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水深</li> <li>・ 流況</li> </ul> <p>b aの自然的条件の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用若しくは近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取することにより把握するものとする。</p> <p>なお、情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある海域に関する情報を基に対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができるものとする。</p> <p>ウ 調査項目の現況の把握</p> <p>a イにおいて把握した自然的条件を基に、影響想定海域を設定する。</p> <p>b 調査項目のそれぞれについて、次に掲げるところにより現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。</p> <p>i 水環境に関する項目</p> <p>アのaに掲げる項目に関し、影響想定海域に、環境基準のうち水質の汚濁に関するものが確保されていない海域その他の水質の著しい悪化が認められる海域が存在するか否かを把握する。</p> <p>ii 海底環境に関する項目</p> <p>アのbに掲げる項目に関し、影響想定海域に、底質の著しい悪化が認められる海域が存在するか否かを把握する。</p> <p>iii 生態系に関する項目</p> <p>影響想定海域に、藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系、重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域、熱水生態系その他の特殊な生態系が存在するか否かを把握する。</p> <p>iv 人と海洋の関わりに関する項目</p>
--	--	---

		<p>影響想定海域に、海水浴場その他の海洋レクリエーションの場、海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域、漁場、沿岸における主要な航路及び海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用がなされている海域が存在するか否かを把握する。</p> <p>ｃ　bの調査項目の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用及び近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取することにより把握するものとする。</p> <p>なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に関する情報を基に影響想定海域における調査項目の現況を推定することができるものとする。</p> <p>エ　調査項目に係る変化の程度及び変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法</p> <p>影響想定海域の設定の方法及びその範囲を明らかにするとともに、ウ b i から iv に掲げる海域が影響想定海域に存在するか否かについての結果を総括し、事前評価書に記載するものとする。</p> <p>オ　海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価</p> <p>影響想定海域にウ b i から iv に掲げる海域が存在しないと認められる場合には、事前評価項目のそれぞれ及び全体として、海洋環境に著しい支障を及ぼすおそれはないものと推定することができることから、その旨事前評価書に記載するものとする。</p> <p>② 包括的評価の実施</p> <p>海洋投入処分期間（海洋投入処分期間が1年を超える場合にあっては、単位期間）における海洋投入処分量が10万立方メートル以上の場合であって影響想定海域の海底において当該期間に堆積する厚さが30センチメートル以上であると認められる場合、影響想定海域にウ b i から iv に掲げる海域が存在すると認められる場合又は一般水底土砂が次に掲げるものに該当すると認められる場合には、包括的評価を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 別表第4に掲げる有害物質等が同表に定める物質ごとの濃度に関する基準を超えて含まれるもの</li><li>・ 当該一般水底土砂について既に知られている生物毒性にかんがみ、海洋への排出直後の高濃度状態が解消された後又は海底に堆積した後において、難分解性や体内濃縮等による生物に対する強い有害性を示すおそれがあると認められるもの</li></ul> <p>包括的評価は、次に掲げるところにより実施するものとする。</p>
--	--	---

		<p>ア 調査項目の設定</p> <p>2) の事前評価項目を調査項目とする。</p> <p>イ 自然的条件の現況の把握</p> <p>a 一般水底土砂の排出海域及びその周辺の海域において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で必要な次に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 風向及び風速、暴風雨の発生状況その他の気象に関する事項</li><li>・ 水深</li><li>・ 水温、塩分濃度、温度躍層及び密度躍層</li><li>・ 流況</li><li>・ 波浪、波の特性、その他の海象に関する事項</li></ul> <p>b aの自然的条件の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用若しくは近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地調査により把握するものとする。</p> <p>また、季節による変動を把握する必要がある場合には、適切に把握できるよう調査の時期を設定するものとする。</p> <p>なお、情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある海域に関する情報を基に対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができるものとする。</p> <p>ウ 調査項目の現況の把握</p> <p>a イにおいて把握した自然的条件を基に、影響想定海域を設定する。</p> <p>b 調査項目のそれぞれについて、次に掲げるところにより現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i 水環境に関する項目及び海底環境に関する項目</li></ul> <p>それぞれの項目につき、影響想定海域の内外において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で適切かつ効果的な複数の測点を設定し、適当な指標を用いて現況を明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ii 海洋生物に関する項目、生態系に関する項目及び人と海洋の関わりに関する項目</li></ul> <p>それぞれの項目につき、海洋生物の種類及び数量、海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の存在範囲その他の影響想定海域内の状況を把握する。</p> <p>c bの調査項目の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集又</p>
--	--	--

	<p>(<b>廃棄物海洋投入処分の許可申請書の添付書類</b>)</p> <p>第三条 法第十条の六第三項（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める書類は、当該廃棄物が海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類とする。</p>	<p>は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用若しくは近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地調査により把握するものとする。</p> <p>また、季節による変動を把握する必要がある場合には、適切に把握できるよう調査の時期を設定するものとする。</p> <p>なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に関する情報を基に影響想定海域における調査項目の現況を推定することができるものとする。</p> <p>エ 調査項目に係る変化の程度及び変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法</p> <p>影響想定海域の設定の方法及びその範囲を明らかにするとともに、ウにおいて現況の把握を行った調査項目のそれぞれについて、例えば、次に掲げるところにより変化の程度を予測し、その結果を事前評価書に記載するものとする。</p> <p>a 同種又は類似の一般水底土砂の既往の海洋投入処分の事例の引用又は解析</p> <p>b 国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の引用又は解析</p> <p>c 予測モデルによる数理計算又は水理模型を用いた実験</p> <p>なお、それぞれの調査項目に係る変化の程度については、可能な限り定量的に予測するものとする。</p> <p>また、予測の時期は、影響の持続する期間等を踏まえ、影響が最大となる時期その他の適切な時期を選ぶものとする。</p> <p>オ 海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価</p> <p>エの調査項目に係る変化の程度の予測の結果を踏まえ、海洋環境に及ぼす影響の程度について分析し、評価を行うものとする。なお、環境基準その他の基準に目標が設定されている場合には、それらとの比較を行うものとする。</p> <p>1 廃棄物が海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類に記載に当たっての留意事項</p> <p>当該書類には、許可申請に係る海洋投入処分がやむを得ないものであることを明らかにするため、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 赤泥、建設汚泥及び有機性汚泥等</p> <p>(2) 一般水底土砂</p> <p>1) 一般水底土砂の発生する事業の概要及び必要性</p> <p>一般水底土砂の発生する事業の概要及び必要性について、当該事業の根拠となる計画等を踏まえ記載するものとする。</p>
--	--	--

<p>4 環境大臣は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を公告するとともに、第二項の申請書及び前項の書類をその公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>5 前項の公告があつたときは、第一項の許可の申請に係る廃棄物の排出に関し海洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の縦覧期間満了の日までに、環境大臣に意見書を提出することができる。</p> <p>6 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。</p> <p>7 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。</p> <p>(許可の欠格条項)</p> <p>第十条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者</p> <p>二 第十条の十一の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者</p> <p>三 法人で、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(許可の基準等)</p> <p>第十条の八 環境大臣は、第十条の六第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 排出海域及び排出方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該排出海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>二 海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであること。</p> <p>2 環境大臣は、第十条の六第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。</p>	<p>(廃棄物海洋投入処分の許可の申請手続の細目)</p> <p>第四条 前三条に定めるもののほか、廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項は、環境大臣が定める。</p> <p>(廃棄物海洋投入処分の許可証の様式)</p> <p>第五条 法第十条の六第六項(法第十条の十第三項(法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。))及び法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。)の許可証は、様式第二号によるものとする。</p> <p>(船舶からの廃棄物海洋投入処分に係る排出海域及び排出方法に関する基準)</p> <p>第六条 法第十条の八第一項第一号(法第十条の十第三項において準用する場合を含む。)の排出海域及び排出方法に関し環境省令で定める基準は、別表上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定による排出海域又は排出方法に関する基準を異にする二以上の廃棄物が混合している場合においては、当該二以上のそれぞれの廃棄物につき、これに係る同項の規定による基準が適用されるものとする。</p> <p>3 別表上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする排出は、その排出方法に関する基準が同表第二号下欄に規定する集中式排出方法、同号下欄イ及びハに掲げる要件に適合する排出方法又は同号下欄ハに掲げる要件に適合する排出方法であるときは第一号に定めるところにより、その排出方</p>	<p>2) 海洋投入処分量の削減に関する取組</p> <p>当該事業により発生する一般水底土砂が必要最小限度の量であることについて記載するものとするとともに、発生した一般水底土砂のうち、有効な利用がされるものの割合及び海洋投入処分以外の方法により処分されるものの割合について記載するものとする。有効な利用ができないもの及び海洋投入処分以外の方法による処分ができないものについては、その理由についても記載するものとする。</p>
---	---	---

<p>(排出海域の監視)</p> <p>第十条の九 第十条の六第一項の許可を受けた者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る同条第二項第四号の監視に関する計画（この計画について次条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に従い、廃棄物の排出海域の汚染状況の監視をしなければならない。</p> <p>2 第十条の六第一項の許可を受けた者は、環境省令で定めるところにより、前項の監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第十条の十 第十条の六第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の許可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七及び第十条の八の規定は、第一項の許可について準用する。</p>	<p>法に関する基準が第三号下欄に規定する拡散式排出方法であるときは第二号に定めるところにより行うよう努めなければならない</p> <p>一 当該廃棄物ができる限り速やかに海底に沈降し、かつ、堆積するよう必要な措置を講ずること。</p> <p>二 当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずること。</p> <p>4 別表上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従って排出する場合においても、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所を避けるよう努めなければならない。</p> <p><b>(排出海域の監視結果の報告)</b></p> <p>第七条 法第十条の六第一項又は法第十八条の二第一項の許可を受けた者は、法第十条の九第一項（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により廃棄物の排出海域の汚染状況の監視をしたときは、遅滞なく、その結果を環境大臣に報告しなければならない。</p> <p><b>(許可を要しない廃棄物海洋投入処分の変更)</b></p> <p>第八条 法第十条の十第一項ただし書（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。</p> <p>一 法第十条の六第二項第二号（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に係る変更</p> <p>二 第一条第二項第一号に掲げる事項に係る変更（海洋投入処分期間を延長する場合に限る。）</p> <p>三 第一条第二項第二号に掲げる事項に係る変更（海洋投入処分期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量が増加する場合に限る。）</p> <p>四 第一条第二項第三号に掲げる事項に係る変更（単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量が著しく増加する場合に限る。）</p> <p>五 第一条第二項第四号に掲げる事項に係る変更</p> <p>六 第一条第二項第五号に掲げる事項に係る変更（当該変更によって海洋環境に及ぼす影響が減ぜられることとなるものを除く。）</p> <p>七 第一条第三項第一号に掲げる事項に係る変更（排出海域の汚染状況の監視をする上で効果的であるものを除く。）</p> <p>八 第一条第三項第二号に掲げる事項に係る変更（当該変更によって監視の頻度が低くなるものに限る。）</p> <p><b>(廃棄物海洋投入処分の変更の許可の申請)</b></p> <p>第九条 法第十条の十第一項（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所</p>	
--	---	--

<p>4 第十条の六第一項の許可を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書きの環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。</p>	<p>二 海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類  三 許可の年月日及び許可番号  四 変更の内容  五 変更の理由</p> <p>2 第二条から第四条までの規定は、法第十条の十第三項（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第十条の六第三項に規定する廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類及び同項に規定する環境省令で定める書類について準用する。</p> <p>3 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>一 第一条第二項各号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画を記載した書類  二 第一条第二項第四号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の廃棄物の排出海域の位置及び範囲を示す図面  三 第一条第三項各号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画を記載した書類</p> <p><b>（廃棄物海洋投入処分に係る軽微な変更等の届出）</b></p> <p>第十条 法第十条の十第四項（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第四号による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所  二 海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類  三 許可の年月日及び許可番号  四 第八条に規定する軽微な変更をしたとき、又は法第十条の六第二項第一号（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があつたときは、その変更の内容</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 第一条第二項各号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画を記載した書類  二 第一条第三項各号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画を記載した書類</p>	
<p>（許可の取消し）</p> <p>第十条の十一 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十条の六第一項の許可を取り消すことができる。</p> <p>一 第十条の六第一項の許可に係る廃棄物の海洋投入処分が、当該許可に係る同条第二項第三号の実施計画（この計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認めるとき。</p> <p>二 第十条の六第一項の許可を受けた者が、この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。</p>		<p>第6. その他の留意事項</p> <p>1 赤泥、建設汚泥、有機性汚泥等及び一般水底土砂以外の廃棄物については、当該廃棄物の種類及び特性を勘案し、第3. から第5. までに定めるところに準ずるものとする。</p> <p>2 海洋施設からの廃棄物海洋投入処分についても、第2. から第5. までに定めるところに準ずるものとする。</p>

<p>三 第十条の六第一項の許可を受けた者が、第十条の七第一号又は第三号に該当するに至ったとき。</p> <p>四 第十条の六第一項の許可を受けた者が、偽りその他不正の行為により同項の許可又は前条第一項の許可を受けたとき。</p> <p>(船舶からの廃棄物排出の確認)</p> <p>第十条の十二 船舶から第十条第二項第五号イ若しくはロに掲げる廃棄物又は同項第六号に規定する廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶への積み込み前（当該廃棄物が当該船舶内において生じたものであるときは、その排出前）に、その排出に関する計画がそれぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画（この計画について第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。）又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。</p> <p>2 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その排出に関する計画がそれぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなければならない。</p> <p>3 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に、排出確認済証を備え置かなければならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、排出確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>(廃棄物排出船の登録)</p> <p>第十一条 船舶所有者は、船舶を第十条第二項第四号又は第五号の規定によつてする廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶について海上保安庁長官の登録を受けなければならない。</p> <p>第十四条 第十一条の登録を受けた船舶について第十二条第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第十一条の登録を受けた船舶を第十条第二項第四号又は第五号の規定によつてする廃棄物の排出に常用しなくなつたときは、当該船舶の船舶所有者は、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。</p> <p>(第十五条から第四十七条 中略)</p> <p>(報告の徴収等)</p> <p>第四十八条 (略)</p> <p>2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、環境省令で定めるところにより、第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者に対し、許可を受けた廃棄物の海洋投入処分又は海洋施設の廃棄に関し報告させることができる。</p> <p>3・4・5 (略)</p> <p>6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十条の六第一</p>	<p>(以下、海洋施設関係の第十一条から二十一条中略)</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第二十二條 法第十条の六第一項、法第十八条の二第一項又は法第四十三条の二第一項の許可を受けた者は、廃棄物の海洋投入処分又は海洋施設の廃棄に関し報告を求められたときは、遅滞なく、これを報告しなければならない。</p> <p>(身分を示す証明書)</p> <p>第二十三條 法第四十八条第九項の証明書の様式は、様式第九号のとおりとする。</p>	
--	--	--

<p>項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>7 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶若しくは海洋施設等又は船舶所有者若しくは海洋施設等の設置者若しくは管理者の事務所に立ち入り、海洋汚染防止設備等、油濁防止規程、第七条の二第一項又は第四十条の二第一項の油濁防止緊急措置手引書、油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物汚染防止規程、船舶発生廃棄物記録簿、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染防止条約証書等その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 第五項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>10 第五項から第八項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p><b>附則</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p>第一条 この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十八号)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。</p> <p><b>(油等の焼却方法に関する黒煙等の基準を定める省令の廃止)</b></p> <p>第二条 油等の焼却方法に関する黒煙等の基準を定める省令(昭和三十五年総理府令第五十号)は、廃止する。</p> <p><b>(船舶又は海洋施設において焼却することができる油等に係る判定基準を定める省令の廃止)</b></p> <p>船舶又は海洋施設において焼却することができる油等に係る判定基準を定める省令(昭和三十五年総理府令第五十一号)は、廃止する。</p> <p><b>(南極地域の環境保護に関する法律施行規則の一部改正)</b></p> <p>第四条 南極地域の環境保護に関する法律施行規則(平成九年総理府令第五十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十八条を次のように改める。</p> <p>第二十八条 削除</p> <p><b>(土壌汚染対策法施行規則の一部改正)</b></p> <p>第五条 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十一条第三号及び第二十九条第二号中「第十条第二項第三号」を「第十条第二項第四号」に改める。</p>	
---	--	--

廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令 廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件（告示）

**(別表)**

廃棄物	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）第6条第1項第四号イ（1）に掲げる廃棄物（水底土砂及び次号上欄に掲げるものを除く。）	II 海域	集中式排出方法（イからハマまでに掲げる要件に適合する排出方法をいう。）により排出すること。 イ 比重一・二以上の状態にして排出すること ロ 粉末のまま排出しないこと ハ 当該船舶の航行中に排出しないこと
二 廃棄物処理令第6条第1項第四号イ（1）に掲げる汚泥のうち有機性のもの及び水溶性の無機性のもの、同号イ（2）から（4）までに掲げる廃棄物	III 海域	拡散式排出方法（イからハマまでに掲げる要件に適合する排出方法をいう。）により排出すること。 イ 海面下に排出すること ロ 当該船舶の航行中に排出すること ハ 一時間当たりの排出量が二千立方メートル以下となるように排出すること
三 法第10条第2項第五号ロに掲げる廃棄物の政令で定める基準に適合する水底土砂	IV 海域	第一号下欄ハに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。

備考

一 この表において「II海域」とは、次に掲げる海域をいう。

- イ 北緯四十二度東経百四十七度の点、北緯四十一度四十分東経百四十七度の点、北緯四十度五十五分東経百四十五度三十分の点、北緯三十八度東経百四十五度三十分の点、北緯三十八度東経百四十五度の点、北緯四十一度東経百四十五度の点及び北緯四十二度東経百四十七度の点を順次結んだ線によって囲まれた海域
- ロ 北緯三十四度五十分東経百四十四度の点、北緯三十四度二十分東経百四十四度の点、北緯三十二度東経百四十一度の点、北緯三十二度三十分東経百四十一度の点及び北緯三十四度五十分東経百四十四度の点を順次結んだ線によって囲まれた海域
- ハ 北緯三十度三十分東経百三十九度の点、北緯三十度五分東経百三十九度の点、北緯三十度五十分東経百三十五度の点、北緯二十九度五分東経百三十二度の点、北緯二十九度三十分東経百三十二度の点、北緯三十一度十五分東経百三十五度の点及び北緯三十度三十分東経百三十九度の点を順次結んだ線によって囲まれた海域
- ニ 北緯二十四度二十分の線、東経百二十八度二十分の線、北緯二十四度の線及び東経百二十八度の線によって囲まれた海域
- ホ 北緯三十六度二十四分東経百三十一度三十五分の点、北緯三十六度八分東経百三十一度二十一分の点、北緯三十六度十四分東経百三十一度十一分の点、北緯三十六度三十分東経百三十一度二十五分の点及び北緯三十六度二十四分東経百三十一度三十五分の点を順次結んだ線によって囲まれた海域
- ヘ 北緯四十三度三十分東経百三十八度三十五分の点、北緯四十度二十分東経百三十七度十五分の点、北緯四十度二十分東経百三十六度五十三分の点、北緯四十度二十六分東経百三十六度四十七分の点、北緯四十三度三十分東経百三十八度五分の点及び北緯四十三度三十分東経百三十八度三十五分の点を順次結んだ線によって囲まれた海域

二 この表において「III海域」とは、すべての国の領海の基線（海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十度四十一分東経百四十五度の点、南緯十三度東経百四十五度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十七度三十分東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点、南緯二十四度三十分東経百五十四度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。）からその外側五十海里の線を超える海域をいう。

三 この表において「IV海域」とは、すべての海域（本邦の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く。）をいう。

別表第一（赤泥関係） 略

別表第二（建設汚泥関係） 略

別表第三（有機性汚泥等関係） 略

別表第四（一般水底土砂関係）（略）

項目	判断基準とする濃度	分析方法
クロロフォルム	検液一リットルにつきクロロフォルム8ミリグラム以下	ページ・トラップ・ガスクロマトグラフ質量分析法、ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析法及びページ・トラップ・ガスクロマトグラフ法のいずれか
ホルムアルデヒド	検液一リットルにつきホルムアルデヒド3ミリグラム以下	ペンタフルオロベンジルヒドロキシルアミン塩酸塩誘導体化ガスクロマトグラフ質量分析法

備考 検液の作成は、昭四十八年環告十四（「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所に排出しようとする廃棄物等に含まれる金属等の検定方法」）に準じるものとする。